

# 時事解説

## 植物防疫の現状と今後について —その 2—

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 **尾 室 義 典\***

### II 輸 出 検 疫

令和 5 年第 77 卷第 7 号で報告していたとおり、令和 5 年 4 月に改正植物防疫法が施行されたことによって、従来、植物防疫官のみが実施してきた輸出検査の一部を、農林水産大臣の登録を受けた第三者機関（以下「登録検査機関」と言う）が行うことが可能となった。本項では、登録検査機関制度の現状および輸出検査の今後の見通しについて述べてみたい。

#### 1 登録検査機関制度導入の経緯および意義

農林水産物・食品の輸出額（図-5）は、令和 3 年には 1 兆円を突破し、令和 12 年までに 5 兆円とする政府目標が設定されている。これに伴い、植物防疫官が行う輸出検査件数も年々増加する中、①植物防疫官の業務がひっ迫し、迅速に輸出検査を行うことが難しい、②輸入国

の要求事項が、栽培地での調査や精密検査等、多岐にわたってきている中、植物防疫所の人的資源ではすべての要望に迅速に対応することが難しい、という課題が生じてきた。

このため、法改正により、従来、植物防疫官のみが行っていた輸出検査を、民間の検査機関や大学等の第三者機関が植物防疫官に代わって実施することができる登録検査機関制度を導入することとした。

#### 2 登録検査機関制度の現状

令和 5 年 4 月の改正植物防疫法の施行以降、本年 7 月末までに民間の検査機関や大学等、12 法人が登録検査機関として農林水産大臣により登録を受けた（表-3 参照）。

制度が開始された令和 5 年 4 月 1 日以降、本年 6 年 3 月末時点で、輸出検査全体（目視検査、精密検査、栽培地検査、消毒検査）の実績は 128,095 件であったが、

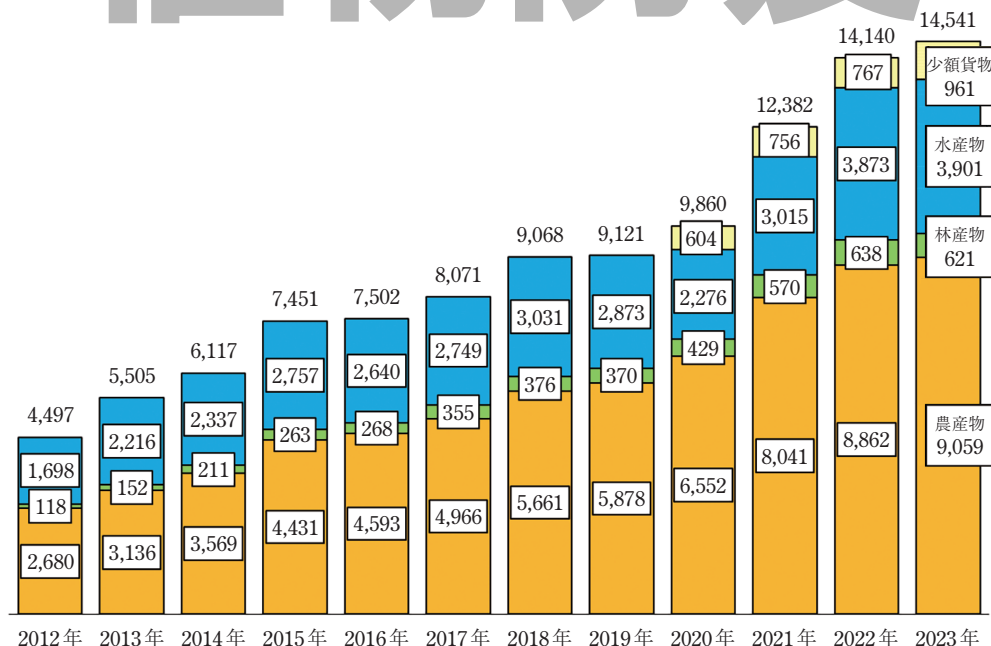


図-5 農林水産物・食品輸出額の推移（単位：億円）（※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成）

Current Status and Future of Plant Protection. By Yoshinori

OMURO

（キーワード：植物防疫制度，植物防疫法改正，総合防除）

\*現所属：農産局 穀物課長